

○国立大学法人熊本大学公式ウェブサイトの管理及び運用に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 116 号)

改正 平成 18 年 2 月 23 日規則第 38 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 261 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 162 号
平成 20 年 12 月 26 日規則第 296 号
平成 21 年 3 月 26 日規則第 109 号
平成 21 年 12 月 24 日規則第 295 号
平成 22 年 9 月 30 日規則第 207 号
平成 23 年 7 月 28 日規則第 106 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学及び熊本大学(以下「本学」という。)が学外に公開する本学の公式ウェブサイト(以下「公式ウェブサイト」という。)を適正かつ円滑に管理及び運用し、もって本学における教育研究活動の活性化と進展に資するとともに、広報活動等の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熊本大学トップサイト 熊本大学トップページ(www.kumamoto-u.ac.jp)及び全学的情報(全学的な運用が必要となる情報を含む。)に関する項目をまとめたページ(基幹サイト及び組織サイトへの入口となるページをいう。)で構成されるウェブサイトをいう。
- (2) 基幹サイト 全学的情報を掲載するページで構成されるウェブサイトをいう。
- (3) 組織サイト 部局に係る情報を掲載するページでウェブアドレスに熊本大学ドメイン(kumamoto-u.ac.jp)を有し、かつ、熊本大学トップサイトからリンクされるものをいう。
- (4) 部局 各学部、大学院各研究科、大学院生命科学研究部、大学院各教育部、発生医学研究所、医学部附属病院、大学院先導機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、教養教育機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に規定する学内共同教育研究施設、附属図書館、及び保健センターをいう。
- (5) 事務組織の各部等 監査室、経営企画本部、マーケティング推進部、教育研究推進部、学生支援部、医学部附属病院事務部及び運営基盤管理部をいう。

(公式ウェブサイトの構成)

第 3 条 公式ウェブサイトは、熊本大学トップサイト、基幹サイト及び組織サイトで構成する。

(管理及び運用責任)

第4条 熊本大学トップサイトは、国立大学法人熊本大学広報推進会議（以下「推進会議」という。）が管理するものとし、広報担当の理事がその総括的責任を負う。

2 基幹サイトは、事務組織の各部等がページの作成及び更新並びに情報の管理を行うこととし、掲載する内容については、当該事務組織の各部等が責任を負うものとする。

3 組織サイトは、部局の長の責任の下に管理・運用を行うものとする。

（掲載できる情報）

第5条 公式ウェブサイトに掲載できる情報は、次のとおりとする。

- (1) 本学の概要、統計等本学を紹介する情報
- (2) 本学の教育、研究及び医療活動に関する情報
- (3) 本学の学生等の学習、研究活動及び課外活動等に関する情報
- (4) 本学の学生等の学習及び進路の選択を支援するために有益とみなされる情報
- (5) 本学の委員会等の活動に関する情報
- (6) 本学が主催、共催又は後援する事業に関する情報
- (7) 本学における諸活動に関する情報で、本学に入学を希望する者、在学生及びそれらの保護者並びに卒業生、その他社会一般に対して提供する必要があるもの
- (8) 法令等又は本学の諸規則により公表又は公開を義務付けられた情報
- (9) その他広報担当の理事が適切と認めた情報

（掲載内容の制限等）

第6条 公式ウェブサイトに掲載できない情報は、次のとおりとする。

- (1) 営利を目的とする情報
- (2) 著作権等の知的所有権を侵害するおそれがある情報
- (3) 人権を侵害するおそれがある情報
- (4) 公序良俗に反するおそれがある情報
- (5) 虚偽の情報
- (6) その他広報担当の理事が不適切と認めた情報

2 広報担当の理事は、掲載された情報が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該情報の削除、掲載の停止その他の必要な措置を講じることができる。ただし、組織サイトに係る情報については、関係する部局の長と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

（掲載者の責務）

第7条 公式ウェブサイトに情報を掲載する者は、最新かつ正確な情報を発信するよう努めるものとする。

2 公式ウェブサイトに情報を掲載する者は、問合せ先を明記しなければならない。ただし、広報担当の理事が明記する必要があると認めたときは、この限りでない。

第 8 条 この規則に定めるもののほか、公式ウェブサイトの管理及び運用に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 38 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 261 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 162 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 296 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 109 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 295 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 207 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 28 日規則第 106 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 17 日規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。